

松江市総合体育館周辺エリア整備事業サウンディング調査業務委託に係るプロポーザル
実施要領

1 業務の概要

(1) 業務名

松江市総合体育館周辺エリア整備事業サウンディング調査業務委託

(2) 目的

この要領は、「松江市総合体育館周辺エリア整備事業サウンディング調査業務委託」（以下「本業務」という。）において、受注候補者を公募型プロポーザルにより選定するため、その応募手続き等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年8月31日（月）までとする。

(4) 業務内容

別紙「松江市総合体育館周辺エリア整備事業サウンディング調査業務委託」のとおり。

2 提案上限額

10,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

3 実施形式

公募型プロポーザル方式とする。

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての事項を満たす者でなければならない。

- (1) 国土交通省 PPP (Public-Private-Partnership) パートナーに認定されている事業者、または直近10年以内に地方公共団体が発注した PPP/PFI 導入可能性調査の履行実績があること。
- (2) 本業務における主たる担当者が、PPP/PFI 事業に係る業務実績を有するものであること。
- (3) 松江市による指名停止を受けていないこと。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てをした者にあっては再生計画の認可がされていない者、または会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立てを行った者にあっては更

生計画の認可がなされていない者でないこと。

- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は第2条第6号に規定する暴力団員が経営に関与していないこと。また、当該業務に暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者を関与させないこと。
- (7) 所得税又は法人税、法人市民税、固定資産税、法人事業税、消費税及び地方消費税のほか、義務付けられている租税公課を滞納していないこと。
- (8) 応募は単独に限らず共同企業体(JV)でも可とし、この場合の要件は以下のとおりとする。
 - ア 共同企業体(JV)の代表構成員及び構成員は、参加資格(3)～(7)の要件を満たす者であること。なお、参加資格(1)～(2)の要件については、共同企業体(JV)の代表構成員及び構成員いずれかが満たす者であること。
 - イ 共同企業体(JV)の構成員は、本プロポーザルに係る他の共同企業体(JV)の構成員となることはできない。
 - ウ 共同企業体(JV)の結成方法は2者又は3者による自主結成とし、共同企業体協定書を締結していかなければならない。
 - エ 構成員の出資比率は、次のとおりとすること。(出資比率型でない共同企業体の場合は、分担業務の比率が下記に準じること。)
 - (ア) 2者の場合 30%以上
 - (イ) 3者の場合 20%以上
 - オ 代表構成員の出資比率は、構成員中最大とすること。(出資比率型でない共同企業体の場合は、分担業務比率が構成員中最大とすること。)

5 スケジュール

件 名	期 限 等
公募開始	令和7年12月24日(水)
質問書の提出期限	令和8年1月16日(金)17時必着
質問書に対する回答	令和8年1月21日(水)
参加申し込みの提出期限	令和8年1月26日(月)17時必着
参加資格審査の結果通知	令和8年1月28日(水)
企画提案書の提出期限	令和8年2月2日(月)17時必着
審査の実施(プレゼンテーション審査)	令和8年2月6日(金)※予定
審査結果の通知	令和8年2月10日(火)※予定

契約締結	令和8年2月17日（火）※予定
選定結果公表	契約締結後

6 質問書の提出

質疑がある場合は、質問書を提出すること。ただし、質疑は本実施要領に付隨して企画提案書等を作成する上で必要な事項に限る。なお、口頭による質疑は受け付けない。

- (1) 提出書類 質問書（様式1）（松江市ホームページ上で入手すること）
- (2) 提出期限 令和8年1月16日（金）17時必着
- (3) 提出方法 電子メール
- (4) 提出先 松江市 政策部 政策企画課
メールアドレス seisaku@city.matsue.lg.jp
- (5) 回答方法 受け付けた質問及び質問に対する回答は令和8年1月21日（水）に
松江市ホームページ上で公表する。
- (6) その他
 - ア 評価基準に関する質問は受け付けない。
 - イ 質問を行った者の名称は公表しない。また、電子メール以外によるものは対応しない。
 - ウ 電子メールの通信事故については、市はいかなる責任も負わないこととする。

7 参加申込書兼誓約書等の提出

- (1) 提出書類
 - ア 参加申込書兼誓約書（様式2）
 - イ 会社概要書（様式3）
 - ウ 業務実績調書（様式4）
 - エ 調書に記載した業務について、客観的に実績が証明される書類（業務内容や契約期間等が記載された契約書の写し等）を添付すること。
※提出様式は、松江市ホームページ上で入手すること。
 - オ 共同企業体での参加を希望する者は共同企業体結成届出書（様式5）
 - カ 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）
(発行後3か月以内)
 - カ 市税、県税の納税証明書（発行後3か月以内）

なお共同企業体で参加する場合は、共同企業体の構成委員もオ、カの資料も提出すること

- (2) 提出期限 令和8年1月26日（月）17時必着

- (3) 提出部数 1部
- (4) 提出先 松江市 政策部 政策企画課
- (5) 提出方法 持参又は郵送
- (6) 参加資格の審査 参加資格の審査を行い、令和8年1月28日（水）までに結果を通知する。
- (7) その他 提出期限までに提出が無い場合は、企画提案書を受け付けない。

8 企画提案書等の提出

参加資格を有すると認められた者は、期限までに下記の書類を提出すること。

- (1) 提出書類
- ア 企画提案書
- (ア) 仕様等 企画提案書はA4版（縦横問わず。必要に応じA3版三つ折の使用可）とする。行・文字・文字間隔・図表の使用・枠組み等の様式は自由とする。
- (イ) 枚 数 片面使用 枚数は問わない。
- (ウ) 提案内容 別紙「松江市総合体育館周辺エリア整備事業サウンディング調査業務委託」5業務内容のすべての項目に基づく内容を提案すること。なお、項目外の内容については、独自提案として記載を可能とする。
- イ 業務実施体制（様式6）
- ウ 実施工程表（各業務項目の工程上の関連性が確認できるもの）（様式は任意）
- エ 提案価格書（様式7）及び提案価格内訳書（様式は任意）
- 提案価格書については、別紙「松江市総合体育館周辺エリア整備事業サウンディング調査業務委託」の内容により見積るものとし、消費税及び地方消費税相当額を含んだ額を記載すること。提案価格の詳細は「提案価格内訳書」に記載すること。
- ※提出様式は、松江市公式ホームページ上で入手すること。
- (2) 提出期限 令和8年2月2日（月）17時必着
- (3) 提出部数 (1) の提出書類ア～エを紙印刷したもの7部及びPDFデータ（スキャンしたもの可。提出は、電子メール（ファイルサイズ20MBまで受信可）又はファイルを書き込んだDVD-RまたはCD-Rによる）
- (4) 提出先 松江市 政策部 政策企画課
- (5) 提出方法 持参又は郵送
- (6) その他
- ①企画提案書は、1者1提案に限る。

②提出後の追加又は修正等は認めない。

9 審査方法

松江市総合体育館周辺エリア整備事業サウンディング調査業務委託に係るプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という）により、審査項目に基づき審査を行う。審査委員会の各委員が、評価基準表に基づき書類審査、プレゼンテーション審査及び見積金額審査を行い、最終的に各委員の審査合計点を合算した総合計点が最も高い者を選定する。ただし、評価項目の合計点数の60%を最低基準点とし、これを満たさない提案者は原則選定しないものとする。最も高い総合計点が同じ場合には、見積り金額の低い参加者を選定する。

プレゼンテーションは対面で行うが、質疑応答については、オンラインでの参加も可とする。この場合、提案者にて必要な環境を整えること。また、プレゼンテーション審査に出席しなかった参加者は失格とする。

プレゼンテーションに関する日時等詳細については、プロポーザル参加者に別途連絡する。

10 審査結果

- (1) 通知方法 審査結果は、全ての参加者に文書で通知する。
- (2) 通知時期 令和8年2月10日（火）の発送を予定しているが、詳細は該当者に改めて通知する。
- (3) その他 審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

11 契約

(1) 契約交渉

ア 審査委員会が選定した第一優先交渉権者と業務委託契約の契約交渉を行う。ただし、第一優先交渉権者との契約交渉が整わない場合、第二優先交渉権者と契約交渉を行う。

イ 本プロポーザルは、契約候補者の選定を目的に行うものであり、実際の契約においては、委託契約の締結に向けた仕様書などの詳細協議を行うものとする。

ウ 優先交渉権者と協議し、仕様書等契約内容について合意した場合は、契約を締結する。契約内容については、別紙「松江市総合体育館周辺エリア整備事業サウンディング調査業務委託」及び優先交渉権者の提案書の内容を踏襲するものとするが、やむを得ず契約内容の変更を要する場合は、契約時において本市と優先交渉権者との協議・調整の上内容を決定する。

- (2) 契 約 契約の締結は令和8年2月17日（火）を予定している。
- (3) 契約金額 委託契約候補者から改めて見積書を徴取し、予定価格の範囲内において

決定する。

(4) その他 その他の契約条項は、委託契約候補者との協議事項とする。

1.2 選定結果公表

本業務契約後、プロポーザルの選定結果を公表する。公表する内容は、選定委員名簿・審査基準・プロポーザル参加者名・審査結果とする。(ただし、審査結果については参加者名を表記しない) 公表は、松江市公式ホームページ上で行う。

1.3 その他の留意事項

- (1) 企画提案書の作成・提出等、本プロポーザルの参加に要した費用の全ては、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。また、書類提出後の追加又は修正等は認めない。
- (3) 提出された書類に虚偽の内容が記載されている場合は失格とする。また、審査の公平性を害する行為を行った参加者は失格とする。
- (4) 提出された書類は、委託契約候補者選定に必要な範囲において複製することがある。
- (5) 提出された書類は、委託契約候補者選定のためにのみ使用し、提出者に無断で他の目的には使用しない。
- (6) 提出された書類は、公平性、透明性及び客観性を期するため、承諾受けたうえで公表することがある。
- (7) 参加申込書兼誓約書提出後に辞退する場合は、参加辞退届（様式8）にて松江市政策部政策企画課まで申し出ること。
- (8) 電子メール等の通信事故については、松江市はいかなる責任も負わない。
- (9) 次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。
 - ア 実施要領に示した参加する資格のない者が提案した企画提案
 - イ 提出方法、提出先及び提出期限に従わず提出した企画提案
 - ウ 「参加申込書兼誓約書」に記載された者以外の者が行った企画提案
 - エ 提案上限額を超えたもの
 - オ 企画提案書等に虚偽の内容が記載されている企画提案
 - カ 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないもの

1.4 問い合わせ先・書類提出先

担当部署 松江市役所 政策部 政策企画課 政策係
担当者 高尾、浅野
所在地 〒690-8540 松江市末次町86番地
電話 0852-55-5173 電子メールアドレス seisaku@city.matsue.lg.jp

評価基準表

【評価基準】		
評価項目	評価の視点	配点
①業務実施体制	・本市との打合せや問合せに的確・迅速に対応でき、確実な業務を遂行できる体制が取られているか。	10
②業務実績	・過去において十分な業務実績を有しているか。	10
③実施手順	・仕様書の内容に基づき、効率的なスケジュールが計画されているか	10
④業務理解	・本業務の目的を理解し、専門的見地からふさわしい提案を行っているか。 ・「総合体育館周辺エリア未来ビジョン」の内容を理解しているか。	10
⑤基礎調査	・本市の現状等を的確に把握しているか。	10
⑥提案の実現性	・提案内容は、有益かつ実現可能なものになっているか。	10
⑦調査結果の分析	・調査結果を事業スキームの検討に反映させるための具体的な分析方法が示されているか。	10
⑧独自提案・工夫	・成果を高めるための独自の提案・工夫が見られるか。	20
⑨その他	・本業務に対する意欲、熱意が見られるか。	5
⑩価格点	・以下の式により算出する。 【(提案価格の最も低い価格 ÷ 当該提案者の価格) × 本評価の配点】※小数点以下を切り捨て後、集計する。	5

評価項目の採点基準

評価	評価基準	得点化基準
A	特に優れている	各項目の配点 × 1.0
B	優れている	各項目の配点 × 0.8
C	普通	各項目の配点 × 0.6
D	やや劣る	各項目の配点 × 0.4
E	劣る	各項目の配点 × 0